

国際および全国スポーツ大会参加者に対する報奨金支給規程

1. 目 的

国際および全国スポーツ大会に参加する個人または団体（2人以上で構成されるチームやグループ等をいう。以下同じ。）に対して、報奨金を支給することにより、豊中市のスポーツ推進に寄与することを目的とする。

2. 支給の対象

この規程による報奨金の対象となる大会ならびに個人および団体は、次のとおりとする。

（対象となる大会）

記録や予選大会などの選抜・選考を経て出場できる次のいずれかに該当する競技スポーツ大会

- 1) 国・都道府県が主催する大会
- 2) 日本スポーツ協会加盟の競技団体が主催し、かつ国・都道府県が後援する大会
- 3) 国際大会
- 4) 全国高等学校野球選手権大会・選抜高等学校野球大会
- 5) 市長が特に認めた大会

（対象となる個人）

次のいずれかに該当する者

- 1) 国または都道府県以上の規模を代表する者として、選抜・選考された市内在住、在勤または在学の個人
- 2) 国または都道府県以上の規模の代表として、選抜・選考された団体の構成員であって、当該大会に選手として出場する市内在住、在勤または在学の個人
- 3) 記録認定により選抜・選考された市内在住、在勤または在学の個人
- 4) 記録認定により選抜・選考された団体の構成員であって、当該大会に選手として出場する市内在住、在勤または在学の個人
- 5) その他、市長が特に認めた個人

（対象となる団体）

次のいずれかに該当する団体

- 1) 国、大阪府または大阪府を超える規模の代表として、選抜・選考された豊中市に所在する事業所または学校に所属するクラブであり、当該大会に選手として出場する構成員が10名以上の団体。
- 2) 国、大阪府または大阪府を超える規模の代表として、選抜・選考された豊中市を主たる活動場所としている団体であり、当該大会に選手として出場する構成員が10名以上かつ、そのうち7割以上が市内在住、在勤または在学の者である団体。
- 3) その他、市長が特に認めた団体

3. 支 給 額

支給額は、別表に定める。

4. 支給の方法

- 1) 代表として派遣され、申込みのあった者に支給する。

- 2) 1 個人または 1 団体に対する報奨金の支給は、国際大会および国内大会について、年度内各 1 回のみとする。
- 3) 団体として豊中市から報奨金を支給された場合、その団体の構成員は個人としての重複申込みはできない。また、個人として豊中市から報奨金を支給された者は、団体の構成員に含むことはできない。
- 4) 個人及び団体のいずれでも支給対象となるときは、団体として取り扱うものとする。
- 5) 「豊中市文化芸術活動報奨金支給規程」に基づく報奨金との重複申込みはできない。

5. 申込み方法・時期・期限

所定の報奨金支給申込書に必要書類を添えて、市長へ申し込む。

なお、申込みは、大会実施日の 60 日前から、大会終了後 180 日を経過する日までの間に行わなければならない。

6. その他

前各項目に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

<別表>

	全国的な大会	国際的な大会
個 人	10,000 円	20,000 円
団 体	100,000 円	200,000 円